

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成 26 年 8 月 19 日（火）14：30～14：47
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席
  - <WG 委員>
  - 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授
  - 委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長
  - <関係省庁>
  - 福士 亘 厚生労働省高齢者雇用対策課長
  - 倉永 圭介 厚生労働省高齢者雇用対策課課長補佐
  - <事務局>
  - 内田 要 内閣府地域活性化推進室長
  - 富屋誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理
  - 藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長
  - 松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官
  - 宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

### （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 シルバー人材センター会員の労働時間の拡大について
  - 3 閉会
- 

○藤原次長 それでは、特区ワーキングを再開させていただきます。

シルバー人材センター会員の労働時間の拡大ということで、先々週と同様に厚労省の御担当の方々においでいただいています。ありがとうございます。

資料が特にないということだったので、こちらで用意させていただきましたが、前回の資料、臨・短・軽についてということで、高年齢者雇用安定法 41 条ですか、その他輕易な業務と、軽のところですが、特に養父市からの御要望がありまして、おおむね週 20 時間を超えないという解釈の通知が出ているわけですが、これをどういうふうに改善していくかということでございます。

養父市にも改めて確認をさせていただきましたが、これは通常の労働時間というか、40 時間というところでの議論をぜひ国のほうにもお願いしたいということでございましたの

で、その点も踏まえまして意見交換をしていただければと思います。

それでは、八田座長、よろしくをお願いします。

○八田座長 暑いところ、ありがとうございます。

では、早速御説明をお願いいたします。

○福士課長 我々、前回も御説明したのですが、この20時間から30時間ないしは撤廃というお話は、養父市の問題として捉えておりまして、全体としてこれを20時間から30時間、40時間と緩和するというような考えは毛頭ございません。なぜかと申しますと、要は、シルバー人材センターの働き方というのは雇用ではない。雇用であれば週40時間、ないしは雇用保険法にのっとれば20時間から40時間あれば、雇用保険法の適用になる。となれば、それはやはり雇用してほしいということがございます。

それで、シルバー人材センターができた経緯で申しますと、昔、失対事業というのがございまして、戦後、公共事業の一部を失対事業でやってきたという中で、これも補助金で国と地方が半分ずつ出して、結局、やめられなくなって、ずっと続いてしまった。そういうトラウマがあるものでございますから、シルバー事業をつくったときも、ある程度軽易な仕事、ないしは生きがい対策という位置づけにしまして、大体20時間という線を置いております。ですから、この前のお話の中で、養父市のような、高齢者しかいない、山間部で民間もなかなか活用できない。民間でも働けない。そういう所に関しましては、まだ省内、検討結果は出ていないのですが、私個人的な意見で言えば、30時間ぐらいはいいのかな。

ただ、一定条件をつけさせていただきたい。それはなぜかという、民間を圧迫しない。それから、就業機会、補助金が出ていますから、みんな平等にある程度輪番制で就業機会を提供していただきたい。あと、就業機会を拡大していただきたいというところが条件になって、ある程度緩和してもいい、緩和する方向で検討しましょうかと、この前、そういうお話をしました。ただし、全体的な話としては、20時間を超えて40時間にするという部分についてはハードルが高くて、非常に厳しい状況だということをお伝えいたしたいと思います。

○八田座長 どうもありがとうございました。

私どもも民業を圧迫してまででは、ここも全面的に賛成なんですけど、それが無い限りは、できるだけ自由化したらいいのではないかなというのが主張の根幹なんです。そこを出発点にして、原さん、御意見ございますか。

○原委員 特に今養父市で想定されているような農業の場合というのは、基本的には民業圧迫は想定されないとと思いますが、そこはそういう理解でよろしゅうございますか。

○福士課長 はい。

○原委員 あとの条件については、運営についてのやり方ということだと思いますので。

○福士課長 そうです。

○原委員 あと、時間数については、40時間でもよろしいですか。

○福士課長 40 時間というか。養父市の場合は、ぎりぎり 30 時間かな、これは。私の私見ですけれども。

○原委員 それはどこから出てくるんでしょうか。30 時間というのは。

○福士課長 向こうの要望が 30 時間で撤廃とっていただきましたので。であれば、30 時間かなど。撤廃というのは普通の雇用になってしまいますので、シルバーを活用しなくても補助金を期待しないで自分のところで、市の財政でやっていただければ、規制はかからないわけですから。

○藤原次長 きょう、市長にも確認したんですけれども、40 時間ということでした。私が言っているのではなくて、市長ご自身が言っておられました。

○福士課長 40 時間という、これはまさしく雇用の世界で。今でも 40 時間で雇用しているわけですから、雇用の世界でやっていただければいいということになってしまいます。シルバーの考え方は、あくまで臨時的・短期的なものに対して、そのすき間の中である程度地域に求められているものに対して実際やってきている。ましてや、できた経緯で言えば、市がやっていた仕事をシルバーに発注している。市が補助金を出していますから、例えば、葬祭、葬儀の部分をもともと市がやっていたのを請け負っている部分もあったり、ある程度、市町村、官公庁の仕事を発注してもらっていたという経緯があります。そういう中で普通に 40 時間働くのであれば、それはしっかりした雇用の世界でやるのが常道でございますので、我々としては 40 時間というのは飲めない。そうなれば、完全に飲めないという話になってしまいます。

○倉永課長補佐 御質問してよろしいですか。

○八田座長 どうぞ。

○倉永課長補佐 市長さんは 40 時間というお話でしたが、それは補助金がなくても 40 時間という意味でおっしゃっているのでしょうか。

○藤原次長 おっしゃっていました。

○福士課長 補助金を入れないのであれば、問題はないかと。

○藤原次長 タイミングの議論はいろいろあるというふうにはおっしゃっていましたが。

○八田座長 では、補助金を 40 時間の人の比率が増えるにしたがって減らしていき、全員 40 時間にすれば撤廃とするのも一つの案ですね。だんだん下げていくようにしたら、かえって国としても助かりますよね。そういうふうに頑張ってくれば、だんだん補助金の額が少なくて済む。

○福士課長 確かにそういう考え方もあります。今の補助金の考え方は、自分でやれるところは自立してください。そうじゃないところ、やはり国の助け、市の助けがなければ、なかなか平等に仕事を与えて、皆さん、ある程度の働ける環境をとといいますか、いろいろ仕事をする環境をつくっていかなければいけないという場合に対して、国から補助しましょう、市町村から補助しましょうという形で進めていますので、逆に言えば、ある程度稼ぎもできて、それだけの労働時間を提供できるというのであれば、別に補助金の世界じゃ

なくて、市独自でやっていただくというような発想になる。

○八田座長 そこに一举にいくのが結構大変だから、シルバーを活用して、だんだんそっちのほうへ持って行って、究極では何の補助もなしにすればよい。ただし、市は補助をしてもいいわけですよ。

○福士課長 市は当然。

○八田座長 ということはあり得るんですかね。

○藤原次長 ちょっと頭の整理なんですけれども、軽易な業務というのが、今、20時間というふうに一種の定義を、解釈をされているわけですよ。40時間になると、軽易な業務じゃなくなるということではないんですか。

○福士課長 まさしくなくなります。

○藤原次長 なくなるということなんですね。

○福士課長 はい。

○藤原次長 これは法律上の制約として。

○福士課長 はい。

○藤原次長 その話と補助金という話は直接はリンクしないと考えてよろしいですか。要するに、今の補助金の概念との関係で言うと、補助金をもらっていないければ40時間もあるとかという話と、先ほどちらっとおっしゃったような気がしたのですが、そこは法律論と補助金の関係というのが整理ができていないんですか。

○福士課長 今、補助金を入れているところは、ある程度制約（臨・短・軽の範囲内）がありますので、その運用の中でやっていますので補助金が出ます。ですから、そこを超えて完全な雇用形態に近い形でやれば、補助金は出ない。

○藤原次長 逆に言うと、補助のあるなしにかかわらず、40時間雇う。例えば養父が農業のところでやるということになったときに、それは法律との関係で軽易じゃなくなるというふうに考えてよろしいですか。

○福士課長 軽易じゃなくなります。

○原委員 そのときは高年齢者雇用安定法とは関係なくやってください。

○福士課長 そういうことです。うちの法律じゃなくても。実際、株式会社をつくって高齢者が働く場を作り出すようなことをやっている所もあるんです。

○八田座長 これも養父市と本当は、もし必要ならば、三者面談をしてはどうでしょうか。

○福士課長 私の聞いているところでは、養父市の市長さんは、補助金は欲しいと言っていたようです。

○八田座長 最後までですね。

○福士課長 ええ。今、市の財政は非常に厳しいので、市も毎年300万ずつとか、いろいろなところを落としてきたりしているみたいなんです。（毎年シーリングがかかる）国の一般会計で国庫補助していますので、国の財政も3年前、4年前から40億落ちているわけです。そうなると、補助金がどんどん減っていく。であれば、市の負担がどんどん増えて

いくという図式になっているんです。だから、市は、逆に言えば、シルバーは国の補助金が減れば、市の持ち出しがどんどんふえていきますので、かなり厳しいわけです。ですから、市長さん方からはシルバーの補助金を落とさないでくださいという要望は非常に多いという状況です。

○八田座長 働く人からピンはねしたって、人数がふえれば、補助金のかわりになる面もありますよね。

○福士課長 そうです。だから、それにはかなり多くの仕事を確保する必要があります。

○八田座長 そうですね。だから、養父のサイズが全部自活できるところまでの数があるかどうかということが問題で、40 時間にしてもまだまだそんなに人数は多くなくて、本当は国から補助がないと財政的にはやっていけないというようなことなのかもしれませんね。確かにそういうことはあるでしょうね。

でも、今度、過疎地で本当に老人が生き生きとできるだけ働けるようにしてあげるというのも、回り回ってみれば、結構安い投資なのかもしれないですね。ほかでいろいろ金にかかるよりも。という気がしますけれどもね。

○原委員 先ほどの 30 時間か 40 時間かというところに戻りますけれども、農業の場合、季節的に忙しい時期とそうでない時期があって、一時的に 40 を超えてしまうとか、そういうケースというのは、これはオーケーになりますか。

○倉永課長補佐 雇用契約でおやりになるのだとすると、労働基準法との関係から週の 40 時間というのは外せない。個人請負としてやっておられるのだとすると、時間数は関係ない話となります。シルバーの世界は、雇用でやっている部分と請負でやっている部分と 2 種類ございまして。

○八田座長 シルバーでも。

○倉永課長補佐 シルバーでも。

○福士課長 雇用というと派遣です。

○倉永課長補佐 派遣です。農家さんの指揮命令のもとに、シルバーから高齢者を派遣している、派遣労働者という形でやっている形態と、直接、請負でやっている形態と 2 種類ございまして。

○原委員 請負の形態でやっていたら、多少波があっても、そこは飲み込める範囲内になるということですか。

○倉永課長補佐 おそらく請負だと、もともと時間数は関係なくて、成果物が出るか出ないかが請負ですので、時間数は何時間かかるかというのはもともと関係ない。

○原委員 ただ、シルバーで今実際に請負形態でされているときの 20 時間というのは、軽易かどうかを判断するときの材料には使われているわけですね。それは別に使われるんですか。

○倉永課長補佐 今見ていただいているペーパーも 2 種類ありまして、20 時間という時間数でやっている部分と、10 日程度というのがありまして、概ね請負の場合が 10 日、派遣

の場合は 20 時間というイメージ。厳密に言うと違うんですけども、あらかたは単発の請負などは 10 日程度のところで見えていますし、派遣みたいな、その方がずっと継続的に行くのが必要だということについては 20 時間のほうで見えています。20 時間も、労働時間 20 時間という意味ではなくて、その業務をこなす時間として目安として 20 時間ということを行っていますので、労働時間イコールという意味ではない。

○八田座長 今、原さんが言われたことは結構重要だと思うけれども、例えば、半年で平均で週 30 時間以上でいいかどうかということだと、それは随分実際的には便利な仕組みになるんだと思うんですね。確かにそれは継続的な雇用とは違うわけで。

○福士課長 雇用保険法の中で、短期雇用特例被保険者といって、4 カ月と、前後 11 日雇えば雇用保険に入れるという仕組みがあるものですから。

○八田座長 そうすると、農繁期はそこでやればいい。その契約に切りかえちゃえばいいんじゃないか。

○福士課長 私は青森出身なんですけれども、青森なんかはリンゴの出荷とか、ちょうど半年なんです。もいってから詰めて出す。それは短期雇用でみんな雇っているというのが大体です。北海道も雪が降るので、短期雇用で対応しています。

○八田座長 短期雇用の基準は何カ月ですか。

○福士課長 真ん中 4 カ月で、前後 11 日働ければ、雇用保険の特例一時金が支給される可能性があります。

○八田座長 わかりました。

あとは養父との調整ですか。

○藤原次長 そうですね。

1 点だけ、仮に頭の体操ですが、補助金なしで 40 時間、シルバー人材センターの事業としてやるときには、高齢者雇用安定法の枠外、センター事業であっても枠外の議論になるということですね。

○福士課長 枠外です。

○藤原次長 センター事業だからといって、高年齢者雇用安定法の世界にいつもいなくちゃいけないということではないという整理でいいですか。

○福士課長 はい。

○藤原次長 では、その辺の制度論も含めて、また養父と場合によっては直接いろいろ御議論いただくということで。

○倉永課長補佐 もう一点だけよろしいですか。

○八田座長 どうぞ。

○倉永課長補佐 今回の件は養父の市役所さんと我々といういろいろお話をこういう場でさせていただいているわけなんですけれども、一方、当事者として養父のシルバー人材センターという全く別人格の方がいらっしゃる。我々、国も自治体も補助はしていますけれども、全く別の組織として動いておられるので、ぜひそこの、どういう御意向かはよく知りません

けれども、そういった所にも目配りいただくとありがたいなと思っています。

○八田座長 わかりました。

それでは、お忙しいところ、ありがとうございました。またよろしく願いいたします。